

どを公表します

4・5・6ページ

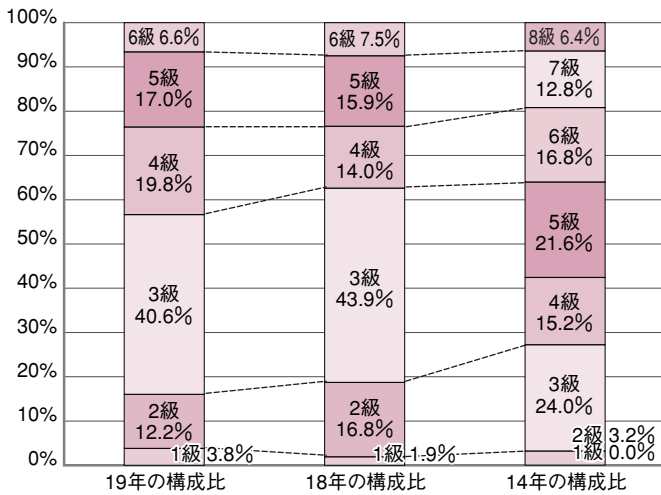
だくために、その状況について次のとおり公表します。

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	部長・参与	7人	6.6%
5級	課長・参事・主幹	18人	17.0%
4級	副主幹	21人	19.8%
3級	主査・技術主査	43人	40.6%
2級	主任・主任技師	13人	12.2%
1級	主事・技師	4人	3.8%

(注) 1 笠松町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 18年に8級制から6級制に変更している。
(旧給料表の1級および2級並びに4級および5級をそれぞれ統合)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

笠松町		国	
1人当たり平均支給額 (18年度)	1,598千円	—	—
(18年度支給割合)	期末手当 3.0月分 (1.6)月分 期末手当 1.45月分 (0.75)月分	町と同じ	(18年度支給割合)
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5%~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (19年4月1日現在)

笠松町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%~30%加算)	1人当たり平均支給額 3,887千円	その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	23,404千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績 (18年度決算)	461千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	230,700円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (18年度)	1.3%		
手当の種類 (手当数)	5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者の救護等	日額1,000円
死体取扱手当	行路病死人等の死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	1回1,000円
犬・猫等死体取扱手当	犬・猫等死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	1回 300円
葬儀自動車運転手当	常時葬儀自動車の運転業務に従事する職員	葬儀自動車の運転業務	月額 25,000円
火葬手当	常時火葬作業に従事する職員	火葬作業	月額 35,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (18年度決算)	22,413千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	182千円
支給実績 (17年度決算)	29,766千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	227千円

(5) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額 6,000円 (ただし、扶養親族の支給対象にならない配偶者がいる場合、扶養親族のうち1人6,500円) 職員に配偶者のない場合、扶養親族のうち1人 月額11,000円 16歳から22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		14,898千円	204,075円
住居手当	借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して家賃額に対応して支給 月額27,000円以内 自宅に係る手当 新築又は購入後5年間支給 月額 2,500円	同じ		3,375千円	153,398円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃相当額 自動車等使用者 2km以上(片道)使用者の距離に対応して支給 月額2,000円~24,500円	同じ		6,184千円	54,724円
管理職手当	各級の平均給料月額10%~14%	異なる	給料月額の25%以内	12,367千円	458,051円

6ページに続く